



私のみた男女共同参画

たてやまクリニック

周 海燕



はじめに①

日本では1999年6月「男女共同参画社会基本法」が制定された。女性と男性が互いに尊重し、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は二十一世紀の最重要課題とされている。医療界においても男女共同参画社会重視に向けて、多種多様な取り組みを行われている。



はじめに②

一方、中国では、60年前新中国の成立とともに、「男女平等」は憲法で定められ、女性の社会進出は果たされた。しかし、日本と同様、「男は仕事、女は家庭」の考えは根強く存在し、とりわけ、農村部では「男尊女卑」は今だに払しょくされず、大きな課題として残されている。今回、社会格差を含め、中国の「男女平等」の現実を検討し、日本社会の「男女共同参画」と比較してみた。



中国における女性の社会参画①

- ・1949年の建国以来、女性の社会進出が進み、「同工同酬」の原則により女性も男性と平等な社会的役割と責任を担ってきた。
- ・中国は社会主義国家であり、また、経済発展途上国であるため、女性の参画状況を日本と単純に比較することはできないが、ジェンダー・ギャップ指数で見ると63位と日本(79位)より上位に位置し、女性国会議員の比率も20.3%と日本より高くなっている。



中国における女性の社会参画②

・中国の男女共同参画に関する法制は憲法と女性権益保障法を基礎としており、この10年に、婚姻法など女性の権益保障に関する法規や規則が100以上公布、実施された。女性が国の政策方針決定過程に参加する権利は憲法等によって保障されており、1級行政区クラス以上の幹部のうち女性は9.9%を占めている。(中国男女平等・女性発展状況白書、2005年.)

中国における女性労働者を保護 する法律①



1954年 憲法

男女平等を規定

1976年 『工業企業における衛生設計基準』

女性労働者の多い企業には「妊婦休憩室」
「託児所」「保育所」を設けること

1982年 憲法

「男女同一労働同一賃金」

中国における女性労働者を保護 する法律②

1988年 『女性労働者の労働保護規定』

産休中の従来の賃金の保護、解雇の禁止

1995年 『中華人民共和国 労働法』

第7章『女子労働者の特別保護』を規定

- ・産休中の賃金を100%支払う
- ・土木作業などの禁止



中国の労働法施行の背景

建国前の女性労働人口わずか7%



経済成長

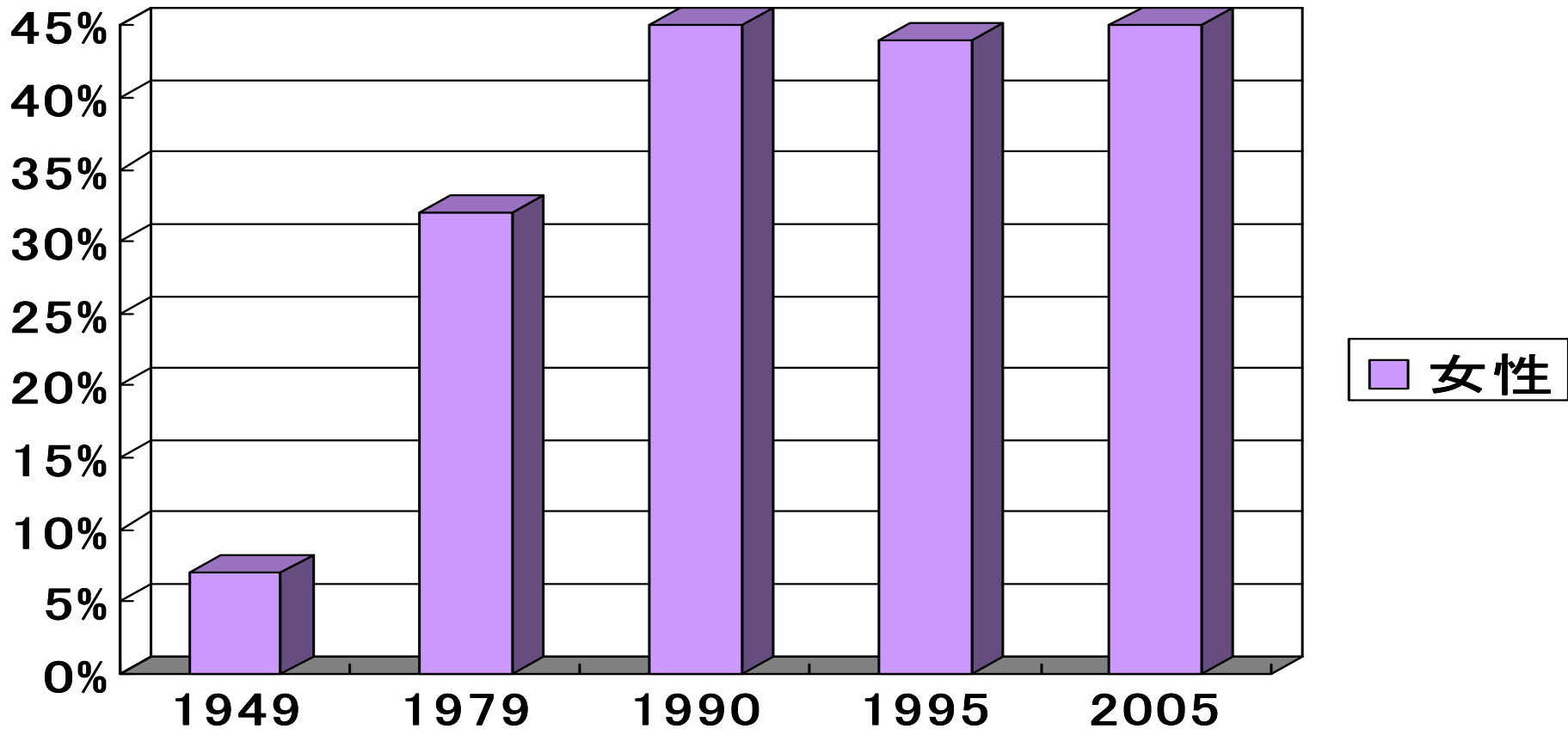


労働力不足



女性に働くチャンスがおとずれた

総労働者数に占める女性労働者数の割合





中国における男女平等の問題点①

・男性の育児休暇はすでに36カ国で承認されている。中国でも2001年に制定された「中華人民共和国人口と計画生育法」には男性休暇を規定している。しかし、育児休暇を取っているのは18.5%にすぎず、父母の世代が担っている場合が64.1%でした。



中国における男女平等の問題点②

- ・募集・採用の過程において、女性であることを理由に拒否された経験がある……23.6%
- ・自分のほうが男性より明らかに成績が優れていたのに、採用を拒否された経験がある……16%
- ・「結婚しない」という条項に署名を迫られたことがある……4.1%
- ・「妊娠しない」という条項に署名を迫られたことがある……3.4%
- ・職場では女性は妊娠・産休・授乳期に降給される……20.9%
解雇される……11.2%
- ・自分の職場では女性は昇進の機会が少ない……33.9%
- ・性別が自分の賃金に影響している……66.2%



中国における男女平等の問題点③

- ・1980年代に市場経済化が進むにつれ、経済格差が広がり、高い経済力を身につける女性が現れる一方で、競争激化のもとで、女性が不利な状況におかれる現象も現れ始めており、中国のジェンダー統計ハンドブックによると都市部における失業率は2000年現在、男性が7.6%に対し、女性が9.0%と成っている。

中国における男女平等の問題点④

- ・女性労働者の定年が男性労働者より早いのは差別ではないと考えているのは60%に近い.
- ・男尊女卑の古い習慣が今なお完全には排除されていない。「一人っ子政策」の下での男児好選の影響もあり、男女の出生児比率は1982年には女子100に対して男子108.5であったものが、2000年には同116.9と不均衡が進んでいる.



中国における男女平等の問題点⑤

- ・農村女性は三重の格差，すなわち先進国との格差，男性との格差，都市との格差に苦しんでいる。
- ・農村女性は都市女性に比して識字率，生産資源（土地，資金，技術）へのアクセス，医療衛生，意思決定権などの面において劣っている。



医療界における男女共同参画社会①

- ・日本の医療界では男性・女性にかかわらず医師として個性と能力を発揮できる医療文化を創造するため、女性医師の働く環境改善、個人の意識改革の必要性が強く認識されるようになった。
- ・女性医師の国家試験合格率は年々上昇傾向にある。一方、結婚・出産を契機に退職する女性医師も少なくない。



医療界における男女共同参画社会②

・日本では女性医師が仕事と育児の両立を難しくさせている理由

①職場環境(過重労働を含む)

②パートナー・上司や同僚の理解不足

③自分の意識

・中国では女性医師が半数を占め、結婚・出産しても仕事を続けられる理由

①労働時間が短く、自由時間が多い

②託児所・保育所が完備され、パートナー・両親のサポートが得られる

③家庭主婦を一つの職業として考えていない

医療における男女共同参画社会③

	中国	日本
過重労働	<ul style="list-style-type: none">・労働時間が短い・当直制 ON/OFFはつきりしている	<ul style="list-style-type: none">・労働時間が長い・主治医制 ON/OFFはつきりしない
パートナーの理解	パートナーまたは両親からの育児サポートを得ている	一人で苦戦苦闘
自己意識	仕事をやめるという観念はない	仕事を続けたくない人もいる

中国における医師の労働時間

午前 回診、病棟業務or外来業務
8時出勤 ----- 12時まで

午後 回診、病棟業務or外来業務
13:30時 ----- 17:30まで
出勤

※時間外勤務はあるが、日本と比べ、はるかに短い



まとめ

- ・中国では女性の社会進出が進み、政府は男女共同参画社会の創造に力を注いでいるが、社会格差を含め、男女平等と女性の発展の全面的な実現に至るまでの課題は多い。
- ・日本では各分野において男女共同参画を積極的に取り組まれてきているが、実態として、固定的性別役割分担意識が社会、家庭で根強くあり、それに伴う慣行が多くの中で形成されているため、女性が能力を十分に発揮する機会に恵まれていないこともある。



結語

- ・中国における男女平等の実態を検討し、日本の男女共同参画社会と比較してみた。